我孫子市都市計画税条例の一部を改正する条例

我孫子市都市計画税条例(昭和36年条例第5号)の一部を次のように改正する。

	T
改正後	改正前
附則	附則
1 略	1 略
(法 附則第15条第14項 の条例で定め	(法 附則第15条第15項 の条例で定め
る割合)	る割合)
2 法 附則第15条第14項 の条例で定め	2 法 附則第15条第15項 の条例で定め
る割合は、5分の3とする。	る割合は、5分の3とする。
(法 附則第15条第32項 の条例で定め	(法 附則第15条第33項 の条例で定め
る割合)	る割合)
3 法 附則第15条第32項 の条例で定め	3 法 附則第15条第33項 の条例で定め
る割合は、2分の1とする。	る割合は、2分の1とする。
(法 附則第15条第33項 の条例で定め	(法 附則第15条第34項 の条例で定め
る割合)	る割合)
4 法 附則第15条第33項 の条例で定め	4 法 附則第15条第34項 の条例で定め
る割合は、3分の2とする。	る割合は、3分の2とする。
(法 附則第15条第38項 の条例で定め	(法 附則第15条第39項 の条例で定め
る割合)	る割合)
5 法 附則第15条第38項 の条例で定め	5 法 附則第15条第39項 の条例で定め
る割合は、3分の2とする。	る割合は、3分の2とする。
(法 附則第15条第43項 の条例で定め	(法 附則第15条第44項 の条例で定め
る割合)	る割合)
6 法 附則第15条第43項 の条例で定め	6 法 附則第15条第44項 の条例で定め
る割合は、4分の3とする。	る割合は、4分の3とする。
7から18まで 略	7から18まで 略

法附則第15条第1項、**第9項、第**19 法附則第15条第1項、**第10項、** 19 13項から第17項まで、第19項、第20 項、第24項、第27項、第31項から第 35項まで、第38項、第39項、第43項 若しくは第46項、第15条の2第2項、 第15条の3又は第63条の規定の適用 がある各年度分の都市計画税に限 り、第2条第2項中「又は第33項」 とあるのは、「若しくは第33項又は 附則第15条から第15条の3まで若し くは第63条」とする。

14項から第18項まで、第20項、第21 項、第25項、第28項、第32項から第 36項まで、第39項、第40項若しくは **第44項**、第15条の2第2項、第15条 の3又は第63条の規定の適用がある 各年度分の都市計画税に限り、第2 条第2項中「又は第33項」とあるの は、「若しくは第33項又は附則第15 条から第15条の3まで若しくは第63 条」とする。

20 略

附 則

(施行期日)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

次項に定めるものを除き、この条例による改正後の我孫子市都市計画税条 例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計 画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前 の例による。

20 略

この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等 の一部を改正する法律(令和5年法律第 号) 附則第1条第2号に掲げる 規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用 については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しく は第43項」とする。